

損高を記載したる證書を認め鑒定人をして之に調印せしめ之を陸揚願書に添て海關に差出し減税を請ふべし但此場合と雖ども第十二款に載する如く更に鑒定評價するを妨げず

第十四款 若し陸揚願書或は船積願書に載せざる物品を荷物の中に隠し入れ關税を遁脱せんと謀る者あらば該品を官に沒收すべし又若し荷物の品種數量等を偽り或は可税品を免税品目錄中に混記して關税を遁脱し又は減少せんと謀る者あらば相當の關税を納めしめたる上罰金として其遁脱若くは減少せんと謀りたる税金高の五倍を課すべし

第十五款 船中乗組人及び旅客の自用品を陸揚或は船積するには海關の免狀を請ふに及ばず然れども海關官吏に於て其品々を検査し若し自用と認め難き過分の可税品を所持するときは税目に照し之に相當の税を課すべし又旅具中に禁制品を隠すものは本品を沒收し阿片の如きは第三十七款に從て處分すべし

第十六款 日本公使館所用の物品には總て關税を課することなし且之を検査すること莫るべし

第十七款 爆發質若くは危險質に係る荷物の揚卸場は豫め之を定め置き其場所の外之を揚卸するを許さず

第十八款 朝鮮國の通商港に輸入したる關稅納濟の諸物品は之を朝鮮國の諸部に輸送するに當て運送税或は内地通關稅其他一切の税を賦課すること莫るべし又輸出の爲めに朝鮮國の各部より通商港へ運送する所の物品にも右同様運送税内地通關稅其他一切の税を課せざるべし

第十九款 輸入物品關稅納濟の後更めて之を他の開港場へ轉送せんとする者あらば其荷物を解開け若くは物品を抽き換へ或は挿し入れたることなく元形のまゝたることを海關に於て見届けたる上は納稅濟手形を渡すべし他港の海關にては其荷物を右の手形に引合せて相違なければ重ねて輸入税を課することなし若し

物品を抜き換へ或は挿し入れたる等の事あらは其抜き換へ若くは挿し入れたる物品に付相當の税を納めしめたる上罰金として其税額五倍の金高を課すべし

第二十款 輸入物品荷主引取たる後之を積戻さんことを請ふ者あるときは海關にて之を検査し輸入品に相違なきの證左あれば輸出税を課することなく其積戻を許すべし

第二十一款 日本商船朝鮮國の通商港へ積み廻る商船國產物は最初朝鮮港より輸出せし時の性質及び有様を變換せず又其輸出の日より起算して三週年を経過せず且其輸出の時受取りたる船積免狀を相添へ輸入人に於て其朝鮮國產物たることを證明するに於ては無税通關を許すべし

第二十二款 朝鮮國沿海運輸の便相整ふ迄の間日本國商船は其何國の物品たるを問はず之を塔載し通商各港の間を往來するを得べし但各通商港にて買入たる朝鮮產物を朝鮮國の他の通商港へ輸送せんと欲するときは其物品の輸出税に等しき

金額又は其金額を擔保すへき相當の保證人税關長の滿
足すべき者を選び其證書を其輸出港の海關に預け置き而して他の通商港に到りて右物品を陸揚するときは陸揚證書を其港の海關より受取り尤輸入税を
拂ふをなし輸出の日より六箇月以内に之を輸出港の海關へ指出し最初預け置きたる金額を請戻し又は證書の返却を乞ふべし然れども若し其輸送船の難破に遭ふことあれば其輸出の日より一箇年内に右證書の代りとして日本領事館の確認したる難破證明書を差出すべし但朝鮮國の船隻不足なきの日に至れば此口の貨を彼口へ運載するに他國の船隻を用ひず

第二十三款 各通商港海關の荷物を取扱ふ處には朝鮮政府にて上屋を建設し且又輸出入荷物等を預置くべき借庫を築造すべし尤蔵敷料及び其他の事は別に其規則を協議設定すべし

第二十四款 輸入荷物の税を納めずして之を海關倉庫に預けんと欲するものは倉庫規則に従ひ海關長の免許を受けざるべからず然るときは右荷物を再び日本國

へ積戻さんとするときは其儘輸出するを得べし又既に納税したる荷物と雖も右倉庫内より直ちに積戻すに於ては其既納の税金を返還すべし尤一旦荷主の許に引取りたる荷物は第二十款の例に據るべし但朝鮮政府にて借庫を建築せざる間は荷物を引取たる後と雖も原包の儘なれば海關に於て既納の輸入税を還付し積戻すことを許すべし尤一個年を過るものは第二十款の例に同じ

第二十五款 日本商船修復の爲め其積荷を陸揚することあらば關税を納めずして之を陸揚し海關所轄の上屋或は倉庫に入置き但該敷料及諸雜費は船長より支辨すべし修復済の後之を船積することを得べし然れども若し其積荷を賣拂ふことあらば相當の關税を納むべし又朝鮮海邊にて破損したる船舶の船材船具及び船用品を賣却するときは其輸入税を免除すべし

第二十六款 日本商船出港せんと欲せば援錨前に船長或は其代理人より先づ出港届書及び輸出積荷目録を海關に差出し領事の船書預り證書を請戻し出港免除を

得て後出港すべし

第二十七款 出港の手續を爲し了りたる船舶都合に由り再び物荷を船積し若くは船卸しせんと欲するときは更に入港の手續をなし出港するときは亦出港の手續をなすべし又出港手續の済みたる上出港時期に及ぶと雖も援錨し能はざるときは船長或は其代理人より其旨を海關に届出で認可を受くべし

第二十八款 船長出港免狀を得んと欲するも海關諸規則に違反するの事件ありて未だ裁判を経ざる間は海關に於て之を與へざるべし尤領事官に於て船長に至當の引受人を立しむるか又は相當の保證金を出さしめたる上海關長に通牒するときは海關長は出港免狀を與ふべし

第二十九款 郵船は同日若くは同時に入港手續と出港手續を爲すことを得べし又輸入積荷目録には其港に於て陸揚し若くは船移する所の荷物の外之を掲記することを要せず又輸出積荷目録は船長より差出し能はざるときは其郵船會社の代

理人より出港三日内に之を指出すも妨げなし

第三十款 船中の需用品を求むる爲め若くは災厄を避くる爲め朝鮮の通商港に立寄りたる日本商船或は漁船は入港手数及び出港手数を爲すに及ばず但斯の如き船舶と雖も二十四時以上碇泊するときは其次第を海關へ届出づべし尤も引續き貿易を爲すときは必ず第二款の規則に従ふを要す

第三十一款 朝鮮政府に於て後來通商各港内を修理し及び燈臺標を設くべし尤之を維持する費用に充つるか爲め日本商船の各通商港に來航するものは噸税として毎噸貳拾五文づゝを納むべし但何石と稱する船は日本の六石五斗を以て一噸と算定すべし右噸税を納むれば海關より四箇月限の手形を渡し右期限中は朝鮮國內何れの通商港に到るとも復た噸税を納むるに及ばず又入港の商船荷物を陸揚せずして他所に赴かんとするもの二日以内に出發するときは噸税を納むるに及ばず尤風雨或は大霧等にて出港し難きものは其次第を海關に届出べし但漁船は噸税を納めず尤噸税は他國の商船

若し日本船と同數の多きに至れば公同協議して改定すること有るべし

第三十二款 軍艦其他日本政府に屬し商品を搭載せざる船舶の朝鮮國通商港に到るものは入港手数及び出港手数を爲すことなく又噸税を拂ふことなく且海關官吏之を監守すること莫るべし然れども其船中所用品の内不用の分を陸揚して之を賣拂ふときは其買主より之を海關に届出で相當の關税を納むべし

第三十三款 日本商船若し朝鮮國の不開港場に於て密商し或は密商せんと謀るものあらば該商品は勿論其搭載する所の商品を朝鮮政府に沒收し船長に五拾萬文の罰金を課すべし但風波の難を避け或は薪水食料を求むる爲めに一時寄泊するものは此例に非ず

第三十四款 朝鮮國政府又は人民にて荷物人員等を不開口岸に運送せんと欲するときは日本商船を雇入るゝことを得べし雇主若し人民なれば朝鮮國政府の免狀を得て之を備使すべし

第三十五款 此規則中に掲ぐる所の罰金沒收及び他の罰則に關する事件は海關長の告訴に由り日本領事官に於て之を裁斷すべし尤其取立たる罰金及び沒收したる物品は總て朝鮮政府の收領する所とす故に朝鮮官吏の差押へたる物品は該官吏と日本領事官と立合の上にて之に封印を施し裁斷を了る迄海關に留置くべし若し領事官に於て之を無罰に決するときは其物品は領事を経て荷主へ引渡すこと勿論たりと雖も朝鮮官吏若し其裁判に服せざるときは日本國相當の裁判所へ控訴すべし然るときは荷主は其物品の代價を裁判完結に至るまで領事館に預け置くべし若し其差押ゆる所の物品腐敗質變態質或は危險質に係れば其代價を領事館に預り置き物品は荷主に渡すべし

第三十六款 鴉片は輸入を嚴禁す若し鴉片を密輸し或は密輸せんと謀るものあらば其品沒收の上密輸高一斤に付七千文づゝの罰金を課すべし但朝鮮政府需用の爲め輸入するか又は在留日本人民藥用の爲めに日本領事官の證明を経て輸入す

るものは此限にわらず

第三十七款 若し朝鮮國水旱或は兵燹等の事故あり境內飲食を致すを恐れ朝鮮政府暫く米糧の輸出を禁せんと欲せば須く其期に先だつ一箇月前に於て地方官より日本領事官に照知すべし然るときは豫め其期を在各港の日本商民に轉示し一體遵守せしむべし米穀類は進口出口ともに五分税を課すと雖も如し朝鮮國に災荒ありて進口を要し或は日本國に災荒ありて出口を要するときは知照を経て進出税を免すべし

第三十八款 大小砲銃諸種彈丸火藥雷粉其他一切の軍器は朝鮮政府又は朝鮮政府より軍器買入の免許を受けたる朝鮮人を除くの外朝鮮人民へ賣渡すことを許さず若し之を密賣する者あらば其品を沒收すべし

第三十九款 此規則中罰料と掲げざる條款に違背する者あるときは壹萬五千文以下の罰金を課すべし

第四十款 此規則に定むる所の税銀及び罰金は朝鮮銅錢を以て之を納むべし或は日本銀貨を以て時の相場に従ひ換用すべし尤墨斯哥弗は日本銀價と同價なるを以て之を換用するも亦妨げなし又第二第三第四第六第三十三の諸款に掲ぐる所の罰金及び手数料は其商船五百噸以下は二分の一を科し五拾噸以下は四分の一を科すべし

第四十一款 日本國漁船は朝鮮國全羅慶尙江原咸鏡の四道朝鮮國漁船は日本國肥前筑前長門朝鮮海に面する所石見出雲對馬の海濱に往來捕魚するを聽すと雖も私に貨物を以て貿易するを許さず違ふ者は其品を沒收すべし但其所獲の魚介を賣買するは此例に非ず其彼此應納の魚税及び其他の細目に至ては遵行兩年の後其景況に隨ひ更に協議酌定すべし

第四十二款 此規則は調印の日より百日内に日本朝鮮兩政府の允准を経へきものにして右百日経過の後直ちに之を實踐すべし然るときは從來の貿易規則及び其

他の諸約書中此規則の諸條款に抵觸するものは總て其効を失ふものとす尤現時若くは後來朝鮮政府何等の權利特典及び惠政恩遇に論なく他國官民に施及するものあらば日本國官民も亦猶豫なく一體均霑するを得又此規則は實踐の日より五箇年を以て期とす故に其滿期前に於て兩國政府更に協議を遂げ新規則を設立するを要す但若し協議中其期を過ぐることも新規則設立までは此規則に據て辨理するものとす且又兩國の官吏此規則内に掲載せざる條款を増加するを以て彼此共に必用と考ふ時は隨時商議を開くを得べし右證據として兩國の全權大臣此條約に名を記し印を調する者也

大日本國明治十六年七月廿五日 全權 大臣 辨理 公使 竹添進一 郎 函

大朝鮮國開國九十二年六月二十二日 全權 大臣 督辦 交涉 通商 事務 閔 泳 穆 函

朝鮮國閉行里程取極約書

第一條 朝國政府は日本國明治十五年八月三十一日各全權大臣の議定したる續約第一款

の旨趣に依り朝鮮國仁川元山釜山の三港に於て今年取廣閉行里程を雙方委任の大臣協議の上左の通定めたり

第二條

仁川口 東は安山始興柴川を限る 東北は陽川金浦を限る 北は江華島を限る
元山港 西は德源府管下馬息嶺を限る 南は安邊府管下古龍池院を限る 北は文川郡管下業加直を限る
釜山港 東は機張を限る 西は金海を限る 南は鳴湖を限る 北は梁山を限る
右に定めたる各地の境界には兩國官吏立會の上標木を立て以て四方の限止を明かにすべし

第三條 來る日本曆明治十七年朝鮮曆甲申年更に擴張すべき里程の境界は其期に至り兩國委員議定の上此約書の附録と爲すべし

第四條 此里程内に於て日本人隨意遊獵するを得ると雖も人家接近の地并に朝鮮

政府の禁制する場所に於て發銃すべからず

第五條 日本人此里程内に在て或は暴行をなし又は境界を踰越する者ある時は地方官吏にて之を取押へ日本領事館に送交し或は其地に引留置領事官に通知し處分をなさしむべし但し引留又は送致の際苛虐の取扱を爲す可からざるは勿論引留時間は領事館往復に必要な時間に限るべし

第六條 此里程内に於て朝鮮人往來の日本人に對し暴行を爲す者あれば地方官速かに吏を派し之を救護し其暴行人を嚴罰すべし

第七條 日本人閉行の際日暮歸る能はず或は途中疾病事故等有て行く能はざる者に遇は沿路の人民其請に應じて鞍馬を雇ひ或は其家に休宿せしむる等懇切の取扱をなすべし但し其鞍馬費宿料等は該日本人より完済すべし

第八條 第四條より以下の諸條は朝鮮政府にて里程内の鄉村及道路に掲示し人民をして能く遵奉せしむべし

右確實なるを證し兩國の各委任大臣記名調印する者也

大日本國明治十六年七月二十五日

全權大臣 辦理公使 竹添進一 郎 閣

大朝鮮國開國四百九十二年六月二十二日

全權大臣 督辦交涉通商事務 閔 泳 穆 閣

朝鮮國閉行里程取極約書附錄

茲に日本曆明治十六年七月二十五日 取極たる本約書第三條に據り今年更に擴開すべき閉行里程の境界を兩國委員會同議定して左に開列す

仁川港 南は南陽水原龍仁廣州を限る 東は京城東中浪浦を限る 西北は坡州交

河通津江華を限る 西南は永宗大阜小阜の各島を限る

元山港 北は永興を限る 西は文川の終境を限る 南は淮陽通川を限る

釜山港 東は南倉を限る 北は彦陽を限る 西は昌原馬山浦三混倉を限る 南

は天城島を限る

右確實なるを證し兩國の委任大臣記名調印し以て朝鮮國閉行里程取極約書の附錄

と爲す者なり

附 錄

大日本國明治十七年十一月二十九日

委任大臣 辦理公使 竹添進一 郎 閣

大朝鮮國開國四百九十三年十月十二日

委任大臣 督辦交涉通商事務 金 宏 集 閣

朝鮮海岸ニ於テ犯罪ノ日本漁民取扱條規

第一條 朝鮮國の約定海岸に於て日本國人朝鮮國の法禁を犯したるときは水陸共

左の箇條に照し取扱ふべし

第二條 朝鮮國官吏は法禁を犯せる日本國人を取押へたるときは其罪證を具録し之を添て其日本人を最寄開港場の日本領事官へ引渡し相當の處分を要求すべし日本領事官は速かに其要求に應じ之を審査し照律處斷すべし但し朝鮮國官吏取押へ又は護送の際苛虐の取扱をなすこと無るべし

第三條 犯罪と認むべき日本人を海陸孰れより護送するも朝鮮官吏の勝手たるべ

し但し成丈速かに護送し事故なくして徒に犯罪を其他に淹留すべからず

第四條 朝鮮國の約定海岸に於て罪を犯せしと認むる日本人を海路より護送するときは朝鮮官吏日本人の船舶に乗込或は別船に在て之を引來る俱に其便宜に任す如し陸路より護送するときは其日本船は逐て引渡す迄の間は地方官にて之を監守し毀失せしむること無るべし且其船具漁具其外運搬し難き物品は目錄に作り犯罪に添て之を送附すべし

第五條 如し薪水食糧を得るが爲め又は獲たる所の魚類を賣買する爲め上陸し陸上に於て其犯罪同行中若干名のみに係るときは其若干名のみを此手續に依て護送し其他は之を拘引すること無るべし又海上なれば其罪犯を除くの外殘員猶航海に堪るときは朝鮮官吏は其犯罪のみを護送し其他は之を放還すべし

第六條 此規則は實行の上更に増損すべきもの有れば雙方協議改正するを得べし右確實なるを證し兩國の各委員大臣茲に記名調印するもの也

大日本國明治十六年七月二十五日

全權大臣辨理公使 竹添進一 郎 閣

大朝鮮國開國四百九十二年六月二十二日

全權大臣督辦交涉通商事務 閔 泳 穆 閣

日本朝鮮兩國通漁規則

大日本國政府は日本明治十六年七月二十五日朝鮮開國四百九十二年六月二十二日
大朝鮮國政府は日本明治十六年七月二十五日朝鮮開國四百九十二年六月二十二日
兩國全權大臣の協議訂定せる朝鮮國貿易規則第四十一款に據り兩國海濱に往來捕魚する者のために漁業税を定め取締規則を立つるを必要として日本政府は代理公使近藤眞鋤に委任し朝鮮政府は督辦交涉通商事務閔種默に委任し各委命を奉じて會議定立する各條左の如し

第一條 兩國議定地方の海濱三里日本國海里の算測に據る已下之に準ず以内に於て漁業を營まんとする兩國漁船は其船の間敷所有主の住所姓名及乗組人員を詳記し其船主若くは代理人より願書を認め日本漁船は其領事官を経て開港場地方廳へ朝鮮漁船は議定地方の郡區役所に差出し該船の検査を経て免許鑑札を受くべし

但し免許鑑札は漁業の時必らず携帯すべし

第二條 漁業免許の鑑札を受くる者は漁業税として左の割合に照し税金を納むべし而して此鑑札は之を受けたる日より滿一年間其効を有するものとす

乗組人百名已上 日本銀貨拾圓 同五名已上九名已下 同伍圓 同四名已

下同參圓

第三條 漁業免許の鑑札を受けたる此國漁船は其捕獲したる魚介を彼國海濱の地方に於て販賣することを得べしと雖も彼國政府に於て衛生又上は其他の事故に由り一般に販賣を禁じたる魚介類は之を販賣することを許さず

第四條 兩國の漁船は漁業免許の鑑札を受けたるものと雖も特許を得るにあらざれば兩國海濱三里以内に於て鯨鯨を捕獲することを許さず

第五條 此國の漁船彼國海濱三里以内に於て地方の禁制に背き魚介其他海産の蕃殖を害すべき方法を用ゆること勿る可く又は各地方に於て魚介の種類を限り其

捕獲を禁制したる時期に方りては彼是の漁民決して該魚介を捕獲すること勿る可し

第六條 兩國地方官署の官吏は此規則を執行する爲め必要なりと認むるときは該地方海濱三里以内に在る彼國漁船内を査檢し若し違犯者あれば之を押留することを得但し朝鮮地方官にて日本船を押留したるときは其趣速かに最寄日本領事官に通知し該規則に従て處分を求むべし

第七條 漁業免許の鑑札を受けずして海濱三里以内に於て漁介を捕獲し若くは捕獲せんとしたる漁船は五圓已上拾五圓已下の罰金に處し其捕獲物を沒收す

第八條 第一條免許鑑札を携帯せざるもの第四條を犯すもの及び第六條地方官吏の査檢を拒むものは壹圓已上貳圓已下の罰金に處す但し第四條を犯したる者は別に捕獲したる鯨鯨を沒收す

第一條乗組人員を偽り税金を不足納したる者は其不足高二倍の罰金に處す

第三條 禁制の魚介を販賣し及第五條魚介海産の蕃殖を害する方法を用ひ若くは禁制の魚介を捕獲したる者は日本海濱に於ては地方規則に照して處分し朝鮮海濱に於ては壹圓已上貳圓已下の罰金に處し其捕獲物を沒收す

第九條 漁業鑑札を他人に貸附し海濱三里以内に於て魚介を捕獲せしめたるものは貸者借者共に該鑑札に相當する税額二倍の罰金に處し其捕獲物を沒收す

第十條 兩國議定地方にあらざる海濱三里以内に於て魚介を捕獲したるものは漁船漁具及其捕獲物を沒收す

第十一條 此規則に據て處分すべきものは日本國海濱に於ては日本地方裁判所の裁斷に歸し朝鮮國海濱に於ては其地方より最寄日本領事館に告訴し其裁斷に歸すべし

第十二條 此規則實行の後更に増減すべき事項出來するときは雙方協議改正するを得漁業税に至ては此規則調印の日より二年間施行の後漁利の有無を看て再び

改正すべし

茲に雙方記名調印し右確實なるを證する者なり

大日本國明治廿二年十一月十二日 代理 公使 近藤 貞勳 團

大朝鮮國開國四百九十八年十月三日 督辦交涉通商事務 閔 種 默 團

海關稅目

明治十六年七月二十五日、辨理公使竹添進一郎、交涉通商事務閔泳穆兩氏の間にて締結せる通商章程によりて定めらるる韓國海關稅目左に掲ぐ

大韓國海關稅目

輸入之部

第一 藥材、製藥及香料

諸藥材(他項に掲ぐる者を除く)、諸製藥種、明礬、膠各種、樟腦(五分)

龍腦、丁香、麝香(一割)

安息香、乳香、白檀、甘松、線香其他香料(二割)

第二 染料及顏料

靛藍、水藍、漆、蘇木及蘇木越幾斯、五倍子、紅花、染粉(其他別項に掲載せ)色油、各色鉛粉及亞鉛粉、洋漆、紺青、雌黃、靛青、綠青朱(其他別項に掲載せ)一切の染料(八分)

第三 金屬及金屬製品類

日本銅(五分)

鐵、鋼、鉛、錫、汞、汞來金、其他別項に掲げざる諸金屬類(塊錠條桿板葉等の別な)銅鐵釘類、水銀、ソルター、白銅、アンチモニー、鐵線及銅線、銅、釜、刃物及鐵製ブッキ製其他總て金屬製品類(八分)

第四 油蠟脂類

石炭油(五分)

諸種の油(別項に掲げざる者)蜜蠟、木蠟、瀝青及タール、獸蠟其他別項に掲載

せざる一切の油蠟脂類、椿油、ノリス、セサノン、蠟燭、髮附油、氣油(八分)

第五 布帛類

生平、海黃、紬、綸子、郡内、絹縞、綿純子、綿縞子、綿紋縞子、綿綸子、生金巾、白金巾、唐綾、雲齋、小倉織、紋羽類、天竺布、裝冷紗、緋金巾、色金巾、紋金巾、綾金巾、左頁紗、綿縞、綿天鵞絨、紋縞巾、袴巾、フランネル(純色の)モヘイル(同)毛縞子、縮緬吳呂、(同)純毛羅紗、綿毛羅紗、毛純子、羅世板、セルシス、ストライプス、(純色の)アルパカ、麻布、麻綿及麻生布(生色白色)臥置帆布(綿麻共、其他別項に掲載せざる一切の絹綿毛及麻布の類、油布、蠟布(八分)羅紗、縮緬、琥珀、羽二重、縞子、縞子(縞)(一割)天鵞絨諸種、地氈類(二割)

第六 文具紙類

日本人日用雜紙(五分)

印刷用洋紙(何國製に拘らず)包装用洋紙、諸日本紙、墨池封筒、鉛筆、洋筆、毛筆、石盤各種墨(八分)

色紙、紋紙、印材、印肉、其他別項に掲載せざる一切の文具紙類(一割)

第七 飲食物及煙草類

穀物、麵粉、生水果、日本所食の物、味噌、醬油及酢(五分)

鹽、茶、醃肉、醃魚、及罐詰食料、素麵、葛粉、寒天、落花生豆、檸檬水、生姜水、青達水及諸飲料水類、其他別項に掲載せざる一切の飲食物類、白黒砂糖、糖蜜、糖水(日本酒、林檎酒(八分)

麥酒(諸種)赤白葡萄酒(一割)

卷煙草、紙卷煙草其他一切の煙草(二割)

ウエルムート、ポルトセリー(二割五分)

ブランドー、ウキスキー、シヤンペン、櫻酒、杜松子酒、リキウル、糖酒、燒酎

及泡盛、其他別項に掲載せざる一切の酒類(三割)

第八 雜貨

石炭、コークス、日本人常用器具、家根板、襖、障子、蔭、石灰、砥石、砂紙、摺附木、燐寸、諸石鹼類、靴其他廢物及傘、提燈、膳、重箱、鏡臺、箆筒、盆及

總ての木製器具、日本人建造房用竹木材(五分)

木材、竹材、石材、煉化石及瓦、皮、角、骨、牙、蹄、羽毛類(工を経ざるもの)

木炭、籐、棉英、綿絲、生糸、鬘斗糸、屑糸、天鰯糸、羊毛、其他獸毛、芋、麻、運貨車船、金剛砂、綿子、菓子、麻子、亞麻子、胡麻子、燈心、佛箱、器械用磁

器、陶器類、別項に掲載せざる一切の雜貨、臥床、椅子、其他家具、衣服、帽子、襪、其其服飾品、眼鏡、象牙及一角牙、扇及團扇類、齒磨、窓玻璃及玻璃片、洋

燈及其部分(八分)

熟皮類、馬具及馬車、諸玻璃品類(別項に載せざる者)、鏡類(麻の有無に)紫檀、テ

イグス木、黄揚木、鐵力木及總て堅硬木。蝙蝠傘(粗製) 旅櫃。提囊及佩袋類。寫眞器、樂器、卸卸、扣子。鑛山使用の爆發物(一割)
 煙管及煙囊、袋類、毛皮(狐、獺、狸、兎等)の類(一割五分)
 蒔繪したる漆器類、玩具、首飾品、時辰鐘及辰表並其部分品類(二割)
 寫眞、花筒、置物、其他室内裝飾品に屬するもの。髓甲細工類、給書(表裝の有無彫刻物)(二割五分)
 煙火類、玻璃珠、獵銃及其使用品。珊瑚珠、眞珠及寶石類、衝球、象棋、骨牌、其他一切の遊戯品(三割)
 第九 船舶
 蒸氣船(毎噸)銅錢二百五十文、帆船(同)銅錢百二十五文
 第十 免稅品
 貨幣、金銀地金、旅行行李の具、貨物見本(相當の)新聞紙、廣告紙類、書籍、地圖

海圖、招牌、修養勸業の雛形類、農具、醫術用器具、尺度、衡量、裝設計、晴雨計、驗液器、針盤、其他學術用器具並其使用品、活字(新古の)消防器具、船用具
 (若し不甲の者を陸上して競) 包裝諸席蓆着席及細類(食物包裝に用) 貨物包裝に用) 賣する者は仍は定税を徴す)
 第十一 禁制品
 鴉片(藥用鴉片) 偽藥、擬造貨幣類、淫猥私藝の圖書肖像、軍軍類(凡軍機の式樣及び防身に朝鮮官の准單を收到したる上) 進出口を准す但し出賣するを准さず)
 輸 出 之 部
 免稅、貨幣金銀地金及砂金旅客行李の具
 五分、別項に記載せざる一切の輸出品
 一割五分、紅參(朝鮮の商民日本に帶入する時は應に一割五分の税を納むべし日本商民對政府の特許を經ずして私かに輸出する者あるときは沒收すべし)

輸出入願書式一例

韓國案内 ● 附 錄

韓語の大畧(單語)

一	ハナ
二	ツル
三	ソイツ
四	ドイフ
五	ターツツ
六	ユーツツ
七	イルユブ
八	ユートル
九	アホブ
十	ユール
十一	ユルハナ

十二	ユルツル
十三	ユルソイツ
十四	ユルドイフ
十五	ユルタツツ
二十	スムル
三十	ソールン
四十	ペーブン
五十	シユイン
六十	エーシユン
七十	イーレン
八十	ユーツン

九十	アーツン
一百	イルバイク
一	ハツブン
二	ツツブン
三	ソツブン
四	ドツブン
五	チツブン
六	ユクブン
七	ナルブン
八	バルブン
九	クツブン
十	ハントン

二十文	ツートン
三十文	ソートン
四十文	ドートン
五十文	タツトン
六十文	ユツトン
七十文	イルユブトン
八十文	ユートルトン
九十文	アホブトン
百文(一兩)	ハソニヤク
一貫文(十兩)	ユルニヤク
一寸	ハソチー
二寸	ツーチー

韓國案内

三	寸	セーソナ
四	寸	トイソナ
五	寸	ヌソソナ
六	寸	ユソソナ
七	寸	イルユブナ
八	寸	ユトルナ
九	寸	アホブナ
一	尺	尺 <small>(朝鮮尺ノ一尺ハ我ニ當ル)</small> ハソナ
二	合	ハンホフ
三	合	ヅーホフ
四	合	セーホフ
四	合	トイホフ

四百四十六

五	合	ヌソソホフ
六	合	ユソソホフ
七	合	イルユブホフ
八	合	ユトルホフ
九	合	アホブホフ
一	斗	ハンマル
一	石	ハンソム
一	分	ハンブンチユグ
二	分	ツーツブンチユグ
三	分	ソツブンチユグ
四	分	トツブンチユグ

韓國案内 ● 附録

五	分	テツブンチユグ
六	分	ユクブンチユグ
七	分	ナルブンチユグ
八	分	バルブンチユグ
九	分	クツブンチユグ
一	匁	ハソトソナユグ
一	斤	ハンクン
二	斤	ツークン
三	斤	セーイクン
四	斤	トイイクン
五	斤	ヌツクン
六	斤	ユツクン

七	斤	イルユブクン
八	斤	ユートルクン
九	斤	アホブクン
十	斤	ユールクン
二十	斤	スムクン
百	斤	ハンナグ
二百	斤	ヅーナグ
一	年	イルニヨン
一	ヶ年	ハンハイ
二	年	イニヨン
二	ヶ年	ヅーハイ
三	年	サムニヨン

四百四十七

韓國案内

三ヶ年	セーハイ
四ヶ年	カニニユン
四ヶ年	ドイハイ
五ヶ年	チーニユン
五ヶ年	タツーハイ
六ヶ年	ニユクニユン
六ヶ年	ユツツハイ
七ヶ年	ナルコユン
七ヶ年	イルユプハイ
八ヶ年	パルニユン
八ヶ年	ユトルハイ
九ヶ年	クニニユン

四百四十八

九ヶ年	アホプハイ
十ヶ年	シブニユン
十ヶ年	ユルハイ
正 月	チユグウオル
一ヶ月	ハソタル
二ヶ月	イーウオル
二ヶ月	ヅータル
三ヶ月	サムウオル
三ヶ月	ソクタル
四ヶ月	サーウオル
四ヶ月	ドクタル
五ヶ月	チーウオル

韓國案内 ● 附録

五ヶ月	タツツタル
六ヶ月(ユウウオル)ニユクウオル	
六ヶ月	ユツツタル
七ヶ月	ナルウオル
七ヶ月	イルユプタル
八ヶ月	パルウオル
八ヶ月	ユートタル
九ヶ月	クイーウオル
九ヶ月	アホプタル
十ヶ月	シーウオル
十ヶ月	ユルタル
十一月	トクヂツタル

四百四十九

十一月	ユルハンタル
十二月	ソツタル
十二月	ユルツータル
一 日	ハいろンナル
二 日	イツツンナル
三 日	カーフンナル
四 日	チーフンナル
五 日	タツセンナル
六 日	ユツセンナル
七 日	イーレンナル
八 日	ユーツレンナル
九 日	アフレンナル

韓國案内

十日	十一時
ヨルフルナル	ヨルハンシー
ハンシー	ユルシー
ツーシー	アホブシー
セーシー	ヨトルシー
トイシー	イルユブシー
タソツシー	ヨツツシー
ユツツシー	ヨトルシー
イルユブシー	アホブシー
ヨトルシー	ユルシー
アホブシー	ヨルハンシー
ユルシー	
ヨルハンシー	

四百五十

十二時	午後	午後	幾時	何時	一里	二里	三里	四里	五里	六里	七里
ヨルツシー	チヂヨシ(サクラ)	チーフー(ハイチ)	シヨツ	ムースンシ	シブニ	イーシブニ	カムシブニ	カーシブニ	チシブニ	ニユシクブニ	ナルシブニ

韓國案内 ●附録

八里	九里	十里	二十里	三十里	四十里	五十里	六十里	七十里	八十里	九十里	百里
バルシブニ	クーシブニ	バイクニ	イバイクニ	カムバイクニ	カーバイクニ	チバイク	ニユクバイクニ	ナルバイクニ	バルバイクニ	クーバイクニ	朝鮮ノ一里ハ三町十二里ニ當ルヲ以テ我々一ノ十ニ相當ス

東(又ハ)	個	杯	枚	名	度	頭(牛馬)	駄(全)	匹(鳥獸)	結(田畑)	連(明太魚)	尋(深サ)
ハンムク	ハンカイ	ハンヂヤン	ハンヂヤク	ハンシヨク	ハンマル	ハンマリー	ハンバル	ハンピル	ハンカツ	ハンコアイ	ハンキル

四百五十一

叔^オ 妹^イ 姉^ア 弟^ア 兄^ア 子^ア 娘^ア 子^ア 子^ア 子^ア 祖^ア 祖^ア

父^ア シヌクア
スーウム
スーニム
アール
ヒヨングニム
ナアソ
(カシナ)タル
孫^ア
息^ア(アール)ナアシク
弟^ア ナアザエ
供^ア アーファイ
母^ア ハルミ(ナユモ)
父^ア(ハール)ビー(ナユブ)

韓國案内 ●附録

下^ア 主^ア 同^ア 朋^ア 夫^ア 妻^ア 嫁^ア 姪^ア 養^ア 甥^ア 叔^ア

男^ア 人^ア 僕^ア 友^ア 子^ア 母^ア
ハリー
ナユウイン
トングニユ
ナアビー
カーウイ
アーナイ
ミヌスリー
ナユクハール
ヤングザア
ナユクハール
シヌクモ

四百五十七

氣^キ 聲^キ 夢^キ 唾^キ 人^キ 身^キ 足^キ 膝^キ 臂^キ 腰^キ 腹^キ 胸^キ

分^キ 命^キ 體^キ
カイウン
ソリー
クーム
ナム
インシヨング
モム
パン
ムールブ
ボルギー
ホチリー
パー
カースム

韓國案内

母^キ 父^キ 父^キ 兩^キ 女^キ 男^キ 人^キ 私^キ 汝^キ 我^キ 心^キ 精^キ

親^キ 親^キ 母^キ 親^キ 々^キ 神^キ
親(オー)ミー(モ)ツチン
親(アー)ビー(ブ)ツチン
母^キ ファーモ
親^キ ヤングチン
ヨーン
ナムガア
カーラム
ナイ
ノチ
ウーリ
マーウム
ナヨングミン

四百五十六

墨 硯 紙 札 手 楷 草 詩 字 手 返 談

墨 (ツリアン) ナエクサンク
硯 ナエポープ
紙 ナヨグフイ
札 ナヨグフイ
手 ナヨグフイ
楷 ナヨグフイ
草 ナヨグフイ
詩 ナヨグフイ
字 ナヨグフイ
手 ナヨグフイ
返 ナヨグフイ
談 ナヨグフイ

韓國案内 ● 四 録

歌 踊 碁 將 弓 紙 角 何 此 近 過 只

歌 ノーライ
踊 ナユム
碁 ナヨグフイ
將 ナヨグフイ
弓 ナヨグフイ
紙 ナヨグフイ
角 ナヨグフイ
何 ナヨグフイ
此 ナヨグフイ
近 ナヨグフイ
過 ナヨグフイ
只 ナヨグフイ

四百五十九

親 他 自 若 長 老 小 富 貧 惡 馬 愚

親 (イルガー) キヨルノ
他 ナム
自 ナエー
若 ナヨルムンサラム
長 ナヨルムンサラム
老 ナヨルムンサラム
小 ナヨルムンサラム
富 ナヨルムンサラム
貧 ナヨルムンサラム
惡 ナヨルムンサラム
馬 ナヨルムンサラム
愚 ナヨルムンサラム

韓國案内

狂 癡 聾 盲 乞 此 彼 先 生 學 本 筆

狂 ミツナノサラム
癡 ボチエオリ
聾 クイモチクンサラム
盲 ソトギヨ
乞 ピロチモチクヌンノム
此 イサラム
彼 ナヨルムンサラム
先 ソンサイング
生 ハクト
學 ナエク
本 ナエク
筆 ナエク

四百五十八

箱 帶 時 風 行 提 鏡 鏡 販 便 溝 瓦

物 所
キツ
カイツチヨレ
ツイカン
チアーリー
チヤムルソイ
ヨチルソイ
ツングアール
ツングヂヤン
燈
ボイヂヤ
計(シーケー)シワビヨ

韓國案内 附録

庖 火 鹽 井 桶 湯 飯 皿 瓶 徳 鍋 釜

利
ソツ
ナムビー
ヨング
ピヨング
チヨフシ
サバル
ボイサーソイ
トンゲ
ウームル
マイヤ
ホアーロ
シクカル

四百六十三

籠 宿 馬 旅 船 鐵 電 氣 陸 船 見 證

人 本 便 路 船 報 道 賃 費 賃 屋
ボイイン
カンサイク
ソソビヨソ
ユクノ
ホアリユソソソ
ナヨソボ
ナヨロ
ソソガ
費(ノービー)ノイヂヤ
賃(マーゼー)マーサク
屋(スルマク)チウマク
キヨクソソ

韓國案内

下 中 上 家 近 遠 北 南 西 東 右 左

道 道 方 方 方 方 方 方
チルフソビヨソ
チインビヨソ
トングビヨソ
ソイビヨソ
ナムビヨソ
フクビヨソ
ホエツキル
ナレムキル
チブ
ウツ
カーチレデー
アーレツ

四百六十二

餅 飴 焼 濁 烟 茶 肴 酒 飯 下 靴 足

韓國案内 ●附録

酒 酒 草

駄 袋

トナク
ヨナツ
ソナニウ
タクニユウ
ナムポイ
ナヤ
アンガニウ
スール
パブ
ナイマクシン
シン
ホーソン

米 漬 野 牛 素 胡 酢 醬 味 密 汁 菓

物 菜 肉 麵 油 油 附 子

ナル
ナムチエー
ナームール
ソイユーキ
クークシウ
ナヤムキールム
ナヨ
カンガヤング
トインガヤンク
クール
クーク
ユアーガヤ

四百六十五

裕 綿 衣 扇 煙 煙 目 櫛 鏡 箸 匙 鉢

韓國案内

入 裳 管 入 鏡

キヨーボツ
ハートツ
チシ
フツチエー
ナムポイツタイ
サムヂ
アングロング
ピツ
ユチウール
チヨーカーラク
スウカーラク
カーウイ

雨 笠 糸 針 頭 巾 蚊 枕 夜 帶 女 單

具 巾 着 帳 具 袴 衣

ウーヤヤング
カツ
シル
パイスル
ファイハンダ
チウモチニ
モークイガヤング
ビーカイ
イーブル
ツイ
チマー
ホートツ

四百六十四

砂^ス人^ニ木^キ明^{メイ}虎^コ猫^ネ犬^{イヌ}豕^ブ兎^ウ牛^{ウシ}馬^{ウマ}鷄^{トリ}

太^{タイ}魚^{イサ}線^{セン}(パイクモク)ムーミョング
金^{キン} 参^{セン} イソサム
カミクム
ポナム
ミョングタイ
ユイ
カイ
トヤイザ
トクツキ
ソ
ナブチーリ
(ナグイ)ワル

韓國案内 ● 附録

鹽^{シホ}石^{イシ}紙^シ天^{テン}干^{カン}海^{カイ}牛^{ウシ}綿^{ワタ}小^コ大^オ

油^{アブ}草^{クサ}鱒^{マス}参^{セン}皮^ヒ(ソーカーゲユク)ウツピー
豆^{マメ}豆^{マメ}
ソウウム
ハイサム
マイルンモイロー
ウーム
チヨングフイ
ソキユウ
ソウユム

四百六十七

牡^{ウシ}花^{ハナ}草^{クサ}竹^{タケ}松^{マツ}鯉^{イナダ}鯛^{タイ}魚^{イサ}胡^コ瓜^{ウリ}茄^{ナス}麥^{ムギ}

丹^ニ草^{クサ} 椒^{カシ} 子^コ
ホーリ
カーチ
チイ
ホツチ
ユキ
トミ
イゴ
ソナム
タイ
フル
ホアーチ
モランホアー

韓國案内

卵^{タマゴ}鷄^{トリ}鳥^{トリ}雁^{ガン}鴨^{カモ}鳩^{トビ}鳶^{トビ}鳥^{トリ}松^{マツ}栗^{クリ}梨^{リンゴ}村^{ムラ}

ノ 實^ミ
カム
パイ
バム
チヤツ
サイ
ソルガイ
ピーブルキー
チーリ
キローキ
カマーグイ
ダク
アル

四百六十六

會話

(シノ部)

今から行く チーカーニ
 いけません ハチーニ
 幾何づゝですか オルマシーキーニ
 何處に行きますか オーデー、チソツソ
 致します ホチブシタ
 どのも スル
 いくらぐらひ ホルマシーキナ
 どのしよだ カツガ
 何程か オルマニヤ
 愈々 トーウク

(ハノ部)

早く ハツ
 始むれば シーダヤクハミエソ
 早く出立しまし イルチユク、トーチ
 半分だけ ナホルバンマン
 撥てこい ナルモー、チナーラ
 日本錢 イルボン、トン
 荷造りせよ ナム、クユーチ
 (ハノ部)
 はせ(太陽) マルリユーラ
 (トノ部)

どなたです
かどをなりました

ヌイタイキーシーニ
オツチ、トイヨツソ

何處に

オーテール

泊つて行きましたか

チヤコカブシタ

泊れましたか

モームルマンホチ

止めよ

ナツソ

どぞ

クツチユーラ

聞いて見る

アームーユーナ

歳は幾何か

ムーロポーアラ

自由

チーイシヨツサール
ニヤ

自由に

イームイロ

近い

カツカブダ

近道を往かう

ナレムキルロ、カー
チヤ

茶色

ターサイク

ぬれた(水)

チヨイダヨツタ

をるか

インナ

をりませう

イツケツソ

面白く有ませぬ

チヤミチブン

逢ふた(人)

マンナソ

を販りでしたか

トラチソツソ

面白(話)

チヤミインメン、マ
ル

面白(話)

チヤミインメン、マ
ル

をわがり ナヤブスー、シーヨ
 大きいです クオムナイダ
 をそろしい ムーソプダ
 をのりなさい ヌシーヨ
 をくれ(物を) ボナイヲ
 落ちました(物品) トーローヂヨツン
 多いと云ひます マンダハチ
 をかしい カーソーロプダ
 (わノ部)
 私は ナーモン
 忘れませぬ イヂルシウチブスム
 ナイダ
 忘れました イヂヨツン

別れる ナヤクビヨルハンダ
 渡つて往きます ユンノチカチ
 わかりません アルケツン
 われた(陶器) カイヂヨツダ
 (かノ部)
 歸りました トラソツン
 必らず クイビルユ
 返しませう トルーパーリーラ
 締つて下さる パツクーパーチユーチ
 かんじよして(金銀)セムハユ
 (よノ部)
 呼ぶ プルローラ

呼んでこい プルロ、チナーラ
 呼できたか プルロ、ソナン
 用意をせよ ナニソビル、ホヨ
 ラ
 喜んで キツコーウオ
 喜びます キツフオプニダ
 ナヤルア、オプナイ
 よく見ます ダ
 (たノ部)
 だれか ヌガ
 たれも居ません アモトチブソ
 只今居ました シハンケソツン
 たとへ ピーロク
 たとへば カーリヤンダ

澤山あります マンソイダ
 高い(品物) ビツカーダ
 たいそう安い マイチホルダ
 澤山 マーニ
 たい ターマン
 だんく ナヤツチヤ
 だました タルライヨ
 たしかな タンダレハン
 (そノ部)
 それだけです クプーニエ
 そんなら クローミヨソ
 とうしろ クリハヨラ

相談して

カイグイホモ

即ちん

チユククム

(つノ部)

つかれました

ユーンハユツン

つためい

チヤツタ

頭痛

ツツトング

(ねノ部)

ねんごろに

アীগユローニ

(なノ部)

なります

トイチ

長い

キーン

何程ですか

オルマーヨ

何と云います

ムーオツシヲホチ

ないか

オプスニヤ

なくしました

イーロツツ

なされますな

マシーヨ

何をするか

ムーオルホスニヤ

なんぎです

ナンチヨーホチ

何の病ですか

ムスンヒヨーギーロ

なをりましたか

ナツスムナイダ

(むノ部)

無理に

オクチロ

(のノ部)

飲めるか(水)

モクケン

(くノ部)

暮しました

チナイツン

暮れまで

チヨームートロク

下さり

チニューシーヨ

口をし

アイダルロボダ

喰はせて

モーキユ

喰ふたか

モーエンナ

(やノ部)

やりました

チニューオツツ

やらぬ

アンザユンダ

やるな

チニューガマーラ

安くせられよ

ホルケーハシーヨ

安く賣ります

ホルケーバオムナイ

やぶれた

アチオチヨツタ

参りました

ツツン

(ふノ部)

無事に

ムーカライ

再び

タシ

不景氣です

ビヨンビヨン、ナモ

ふくつら

ボクトンダ

ふうじや

チイカム

(こノ部)

御存じですか

アシケツン

茲に

こまります

ユグイ

こんいろ

モンマングホチ
アツチユングサイク

これのみでない

イブンアニーヨ

御免下さい

ホームルマシーヨ

(エノ部)

延期する

トイグイハンダ

(テノ部)

できます

トイチ

できるか

トイスンダイロ

できかねました

ツールトイヨツン

(オノ部)

あいらつ

インサ、ホーチン

あなた

ユグン

あります

イツ

あちらへ

チヨイー

あけるまで

サイトロク

あいましよ

マンナブシダ

難有でございます

カムカイホチイダ

味ひ(食物)

マシ

雨が降るから

ビガチニ

あとでも

ナザニウキヲト

ありません

オブサチ

あまりあついか

ノチム、トウニ

(カノ部)

差支いません

クアングツ、ナアン

左様であります

クロツスムニツカ

左様であります

クロツチアアンソ

さうして下

チニチヨクホヨ、チニ

さぞ

チーザク

(キノ部)

きますか

チーグツク

氣をつけて

ボアチニユーシーヨ

さつと

クイヒユイー

さゆに

クブビー

来ましたから

ワツスイニ

きれい

チミンダホニ

きれいな

ツツチマルチ

きれいに

ツルニ

行くつもり

カルトイーヨ

行きます

カチ

行きますから

カルニイシニ

行かれませ

カーシーヨ

往つて来ました

カツタワツン

幾里ですか

マンニイーヨ

往て見る

カーボアラ

(ケノ部)

面倒です ヌイロアソ

(ミノ部)

短い ナヨールダ

都に行く道は ツーウル、カール

水汲でこい キールン

水くめ ムルトー、チナラ

(シノ部)

知りません モルゲツソ

仕合せです ターハイソグホチ

然らば クロミユソ

(ヒノ部)

久しく チーライ

ひいてこい(馬牛) モルユ、チナーラ

火をともしせ フルキヨチ

火をきさせ フルユーラ

火をたいたか フルタイユソナ

(モノ部)

もとめて クーハヨ

持てこい カチヨーチナラ

(ゼノ部)

せひとも プルガブル

折角 モツナヨーロム

(サノ部)

少し下ろす [チヨムカール、チユソソ]

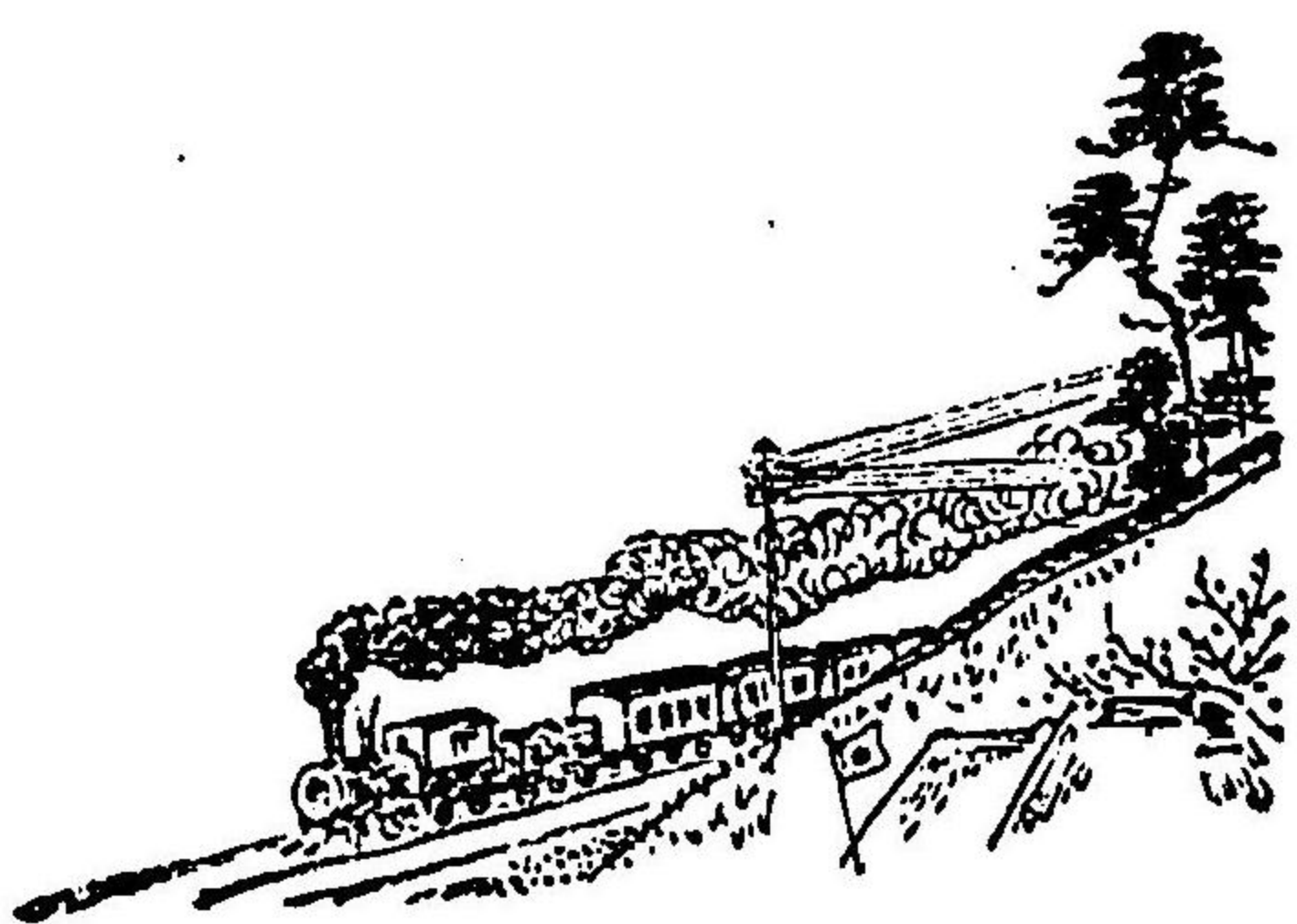
すすまます ナルキチ

願ふる ナヤモツ

少しも ナヨユムト

すゝめる クオソハンダ

附 録 終



大日本諸會社銀行商店案内
(大阪、神戸、堺、長崎、下關、横濱)

物品販賣 運送業

大阪西區幸町通二丁目
大家七平本店

日本海線定期航路各地荷客取扱店

- | | | | |
|------------|---------|------------|----------|
| 大阪西區北堀江三番町 | 入江回漕支店 | 越中國伏木 | 伏木回漕合資會社 |
| 東京市日本橋區西河岸 | 谷道回漕支店 | 新潟上大川前通 | 中山回漕支店 |
| 神戸市兵庫區東出町 | 入江回漕支店 | 佐渡夷港 | 喜多回漕支店 |
| 下關西區南濱町 | 北市屋回漕支店 | 函館東濱町 | 山縣支店 |
| 門司西區濱田 | 同支店 | 小樽南濱町 | 大家七平支店 |
| 石見國濱田 | 小林藤一邸 | 同 | 鹽田回漕支店 |
| 伯耆國境津 | 大家七平支店 | 薩哈噠島コルサコツ港 | 漁業組合商店 |
| 丹後國宮津 | 三上勘兵衛 | 浦沙斯德 | 杉浦商店 |
| 越前國敦賀 | 角野季七 | 元山 | 田口吉次郎 |
| 能登國七尾 | 繩瓜商會 | 釜山 | 荻野彌一 |

アサヒビール

賣捌所ハ到ル所ニ在リ最寄りニテ御購求ヲ乞フ



品質醇良風味清冽 最優等賞受領

大阪府下三島那吹村
電話 東區五九番
大阪府東區高麗橋二丁目
電話 東區一六二番

同支店 (販賣部)

アサヒ
キャビン
ツメット
キスチ

大阪市西區江戸堀南通一丁目

江副商店 大阪支店

本店 東京市新橋

大阪西横堀東上橋

天狗煙草 岩谷商會 大阪支店

販賣店ハ到ル所ニアリ

北區富島町三百九番地

貨物運送業并ニ
大阪税關貨物取扱人

日韓商船組

(電話 西四六八)

大阪南區木津川町二丁目



攝津紡績株式會社

電話 西 一八〇五、電信略號「セツホ」

大阪市東區本町二丁目九十七番屋敷

絹綿織物商 稻西合名會社

(電話 東 五〇八、發信略語「イナ」)

大阪市東區本町三丁目八十四番屋敷

吳服、綿織物商
海氣、平絹商



伊藤忠兵衛本店

(電話 東 七九二、發信略語「〇へニ」)
電話 東 一五七二、發信略語「〇へニ」
電話 東 三三一九

大阪市東區北久太郎町四丁目

靴 卸商 大 策

電話 東 二〇九〇番

大阪市北區中之島五丁目八十番屋敷

韓國貿易商 長 太郎

電話 西 六四七番

大阪市西區南堀江通五丁目六十四番屋敷

朝鮮物產 委託賣買 問屋 橋西清一郎商店

電話 西 九八〇番

大阪市西區南堀江通五丁目五十九番屋敷

朝鮮貿易商 日韓貿易商行

大阪市西區南堀江通五丁目

海產物委託販賣
日韓清貿易商

西成新右衛門

電話西二五六、發電容號ニシナリ(又ハ)ニ

神戸市內榮町四丁目 西成支店

雜貨受買商次

布井太一郎

大阪市西區南堀江上通五丁目百十一番屋敷

朝鮮向洋燈
硝子器卸商

布井商店

大阪市西區北堀江瓶橋北詰角

大阪市西區南堀江通二丁目

韓國輸出入品委託賣買
雜貨買次
韓國向木綿仲買商標

天津直吉商店

電話西一三五九番

大阪市西區土佐堀二丁目六十一番屋敷

韓國物產
委託販賣

加古伊之助

電話西一三三五番

日清韓貿易商
海陸物產委託販賣業

住源商店
刁楫西源造

(電話 西 七 六 七 番)
(電報略號 スミ(又)ハス)

大阪市西區新町南通四丁目

住源商店

大阪市東區南久寶寺町三丁目

ハンカチーフ商 川島慶治郎

電話 東 二 六 二 四 番

大阪市南區安堂寺橋通二丁目二十九番屋敷

韓國貿易商 神木彦三郎

電話 東 六 四 二 番
電信略號 (〇)

雜貨買次商
韓國貿易商

吉田貞次郎

大阪市南區江下通四丁目沙見橋北詰北へ入

乾物商 谷口治右衛門

大阪市西區北堀江通六丁目瓶目橋西へ入

大阪市北區江通六丁目

銅鑄鍋 器物釜 商 田中新右衛門

電話 西 八 百 七 十 番

韓國向木綿
其他種々



根津清商店

大阪市東區本町三丁目

電信略號(チツ)

朝鮮貿易商
雜貨買次



山本三郎商店

大阪市西區北堀江下通四丁目

電話西一五五九番

內外總糸商 八木與三郎

大阪市南久太郎町堺筋西入

電信宛名 八木與三郎
電話國東 (六一五) 一四三三
電信略號 「ヤレ」

卸 韓 洋
問 屋 藥

福島福之助

大阪市東區平野町一丁目

電話國東三六四〇番

日清韓貿易商
海陸物産荷請問屋

小泉清左衛門

大阪市西區阿波堀通四丁目

電話西四四三番

朝鮮貿易商
委託販賣業

小倉幸商會

大阪市西區北堀江通五丁目

電話西一八七番

繩 叭 商



荒 末 商 店

店 主 淺 野 末 吉

電話東二八六七番

大阪市東區本町一丁目七十四番邸

韓 國 輸 出 商 社

今 荒 尾 英 治 郎

大阪市北區堀ノ上町百九十五番屋敷荒庄

(電話 國東 二四九二番)
(電信略號 オサカアラエ)

朝 鮮 貿 易 商 會 木 谷 伊 助

大阪市西區南堀江通五丁目

電話西三一九番

洋 鐵 鋼 銃 鐵
洋 釘 鉛 片 引 針 金
鉛 丹 引 平 板 浪 板
釜 石 銑 鐵 販 賣

⊗ 岸 本 商 店

大阪市東區瓦町一丁目

(電報發信 零號(キ))
(電話 國東 七〇六番)
(電話 國東 二〇五五番)
(電話 國東 二〇五六番)

洋 リ ヤ ス 傘 商 會 金 岩 崎 太 四 郎

大阪市東區北久太郎町四丁目

電話東二一八〇番

朝 鮮 貿 易 商 會 五 百 井 長 平

大阪市西區南堀江上通五丁目百十八番邸

韓國物產
委託販賣

問屋 五百井清商店

電話西五二八番

大阪市西區道頓堀通四丁目

大阪市西區新町通リ三丁目

朝鮮向諸金物
錫釜類一式 卸商 宮脇源藏

大阪市西區北堀江三番町

朝鮮貿易商
諸紙委託販賣問屋

三浦商店

電話西五一七番

大阪市西區北堀江通四丁目

朝鮮貿易商 如庄野嘉久藏商店

(電話番號 西二四三番)
(電信略號 シロノ(又ハ)シ)

大阪市東區島町二丁目

朝鮮貿易
輸出綿糸
綿布雜貨

守田商店

電話東三六五番

大阪市西區北堀江通六丁目

諸國紙商
西洋紙商

全鈴木惣七

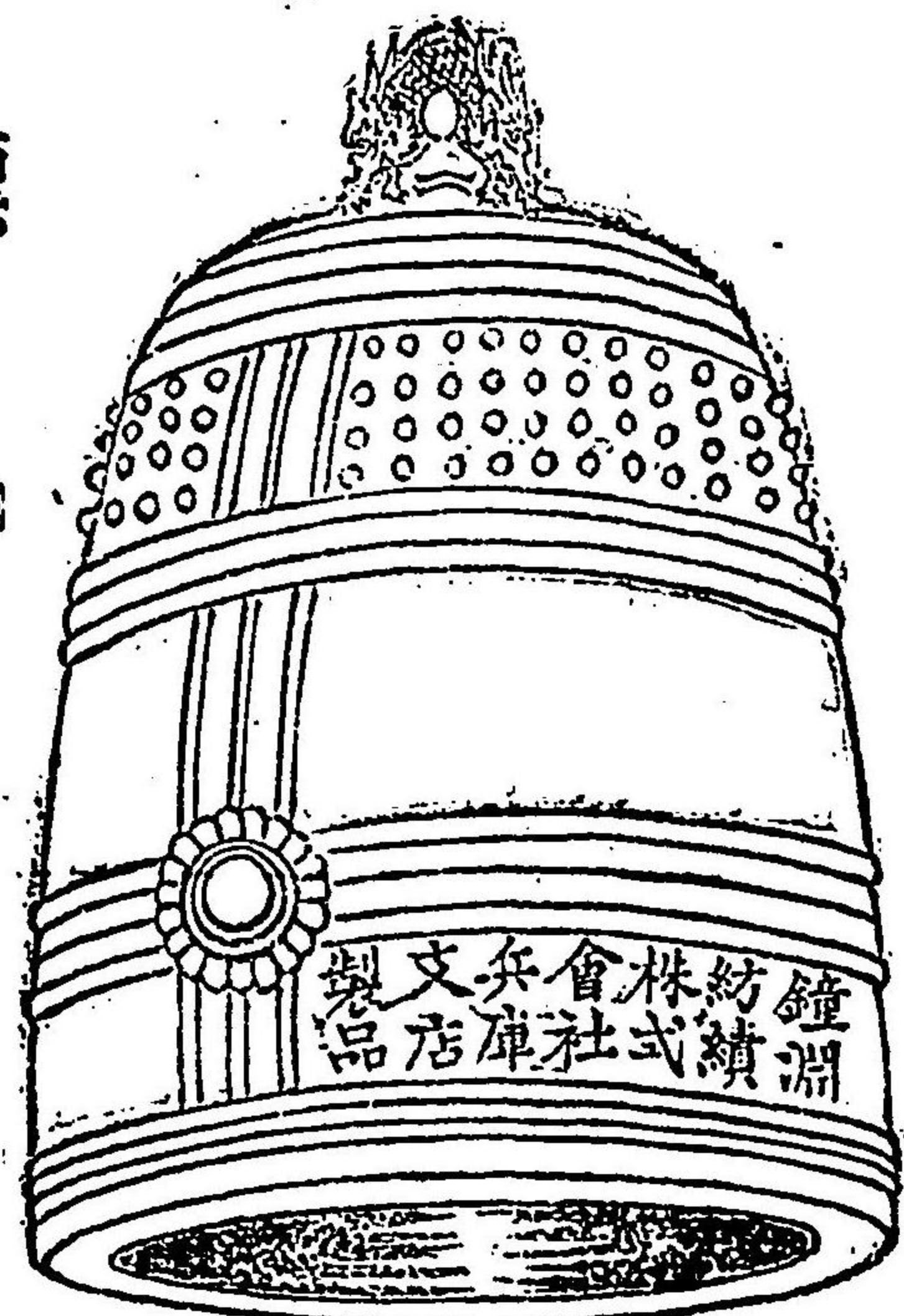
電話西七五一番

商

標

TRADE

MARK



KANEGAFUCHI
SPINNING CO. LD.
HYOGO

池尻東庫兵市戸神

鐘淵紡績株式會社
營業部

▲神戶之部

▲長崎之部

資本金貳百萬圓

當座預金 日步 壹錢參厘

小口當座 日步 壹錢七厘

定期預金 (一ヶ月以上 七厘步
三ヶ月以上 六厘步
六ヶ月以上 六厘步
一年以上 五厘步)

支店 大阪 佐世保 嚴原 釜山 仁川 元山

出張所 福江 武生水

全國重要ノ地ニ取引先アリ旅行者ノ便ヲ計リ信用狀ヲ發行ス

長崎市築町
株式會社
十八銀行
電話十八番

長崎市本五島町

外國貿易商
荷受問屋
稻松合資會社

電話 長距離加入 四二二番
電信零號發(キ)受(イナマツ)

長崎市江戸町十四番戶

外國貿易商
兼洋鐵釘卸屋
荷受問屋

割 石塚甚之助

長崎市本下町二十三番戶

吉野屋號

外國貿易商
荷受問屋

舍 林 熊八郎

電信零號 ヨシノヤ、又ハ(ヨ)

長崎市西濱町十九番戶
荒物屋事

外國貿易商
荷受問屋

㊦ 大鶴利三郎

電話 六六三番

長崎市萬歲町十七番戶

外國貿易商
兼荷受問屋

分 片山繁商店

發電局本博多町
電信零號 カシ
電話 八二八番

長崎市江戸町六十三番戶

外國貿易商
鐵物

㊦ 横溝猪太郎

(電信零號 〇五)

外國貿易商

長崎市江戸町六十一番地

田原儀八

貿易商

長崎市西濱町四十二番戶

本内藤來太郎

洋金巾、木綿、打綿、洋網販賣 (電話百九番)

北陸生命保險株式會社代理店

長崎市江戸町四十二番戶

松庫商店

貿易商
石油
石炭

松本庫二

發電略號〇マ、電話長距離加入二〇六、

長崎市西濱町十六番戶

洋鐵鋸鋼
洋釘
銅線
銅管
古銅類

商

松江商店

電信零號 マツエ
長距離電話三六番

長崎市築町十四番戶

外國貿易商
荷受問屋

△福地定吉

(發電略號フシチ(又)フ)

長崎市西濱町四十二番戶

貿易商
兼荷受問屋

畠田支店

電話長距離加入八四四番
電信零號ミシ(又)ミ

長崎市本紺屋町十四番戶

紅綠茶卸小賣商

溝田本店

電信零號(三) 電話番號三五六番

朝鮮輸出入品
販賣問屋

長崎市銅座町十九番戶
⑤ 溝口虎一

各國貨幣兩換商
日韓貿易商

長崎市梅ヶ崎町二十番戶
盛屋事
⑥ 盛藤吉
(長距離電話二二一番)



日本郵船株式會社
其他内外航船荷取扱所

長崎市出島町一番戶
内山回漕店
店主 内山得太郎
(電話百五十九番)

日本郵船株式會社
其他内外航船荷取扱所
⑩ 福島回漕部

長崎市江戸町
電話五二三番、店主 福岡友吉
外浦町縣廳前福島屋 電話一六〇番、
外浦町 福島屋支店 電話一六一番、

旅 館

▲下ノ關ノ部

下ノ關市岬ノ町第二十二番地

日韓貿易商
兼委託賣買問屋
⑫ 西村宗四郎

日本遠洋漁業株式會社鯨肉一手販賣
(國電話二一五番)
(電信零番ニシ)

下ノ關市東南部海岸通

日本郵船大阪府船
内外航船荷取扱
館
柏長本店

兼日
問屋貿易業

下ノ關市西南部町
瀧山保吉
(電信零號 ヌキ)

内外海陸物産
委託賣買問屋

下ノ關市西南部町中利事
山中茂吉

(電信零語(ナカリ)又ハ(ナ)又(ヤ)因電話三三五番)

日韓貿易商
兼委託賣買問屋

下ノ關市觀音崎町
安井商店
(電話二三〇番)

日本郵船大坂商船
其他内外航船 **荷客取扱**

臺灣、朝鮮、支那 荷客取扱
大韓國京釜鐵道會社荷物取扱

下ノ關市西南部町三十五番地
萬里館事

茶旅館 肥後又回漕店

店主 秋田又太郎

(電話六十二番)
(電信零號 ヒマ)

金銀賞牌數十個受領



▲ 部 部

從來當社發賣ノ銘酒澤龜、二羽鶴、的正宗印ノ義ハ幸ヒニ御高需ノ榮ヲ蒙ルル年久敷年々歳々好域ニ進ミ候段感謝措ク不能義ニ御坐候就テハ今後一層奮勵銘酒其モノ、名ニ背カサルヲ期シ愈々酒質ヲ吟味改良シ容器ニ注意シ諸事親切ニ且ツ御便利ニ御取扱可致候殊ニ本年度本火入酒ハ香味色合共ニ優等ニ釀成仕候間多少ニ拘ハラヌ御注文被仰開度候 敬具

明治三十五年八月
大阪府堺市九間町西一丁
醸造元
宅合名會社

明治三十五年八月廿三日印刷
明治三十五年九月一日發行

韓國案內
著作權
所有
定價一圓五拾錢

著者 香月源太郎
發行所 青木恒三郎
印刷所 嵩山堂印刷部
發行所 青木嵩山堂
賣捌所 嵩山堂支店

東京市日本橋區通二丁目拾七番地
大阪府西區新町北通一丁目六十五番屋敷
大阪府東區心齋橋筋博勞町角
東京市日本橋區通二丁目角
伊勢四日市市堅町

電話西七八貳番
電話東貳五〇番
電話本局七八九番

● 弊舖ノ製品ハ今ヤ輸入ヲ防壓シテ年々多額ノ輸出ヲ爲ヒリ ●

營業主

○ 歷作各種玻璃器 ○ 各種乳香器 ○ 各種燻類 ○ 其他玻璃一切製品 ○ 各種化粧石鹼 ○ 各種洗濯石鹼 ○ 各種香水 ○ 各種香油 ○ 髮付 ○ 白粉 ○ 齒磨 ○ 其他一切ノ化粧用品 ○ 洋蠟燭 ○ 硝子鏡 ○ 毛巾 ○ 絹、綿、真田其他織物類一切 ○ 瓶詰菓子及ビスケット

○ 卷簾 ○ 燐寸 ○ 洋紙 ○ 獸毛 ○ 金屬製食器及裝飾器 ○ パイプ及煙管

其他雜貨諸種

自製品目

特約販賣品目



日本大阪市東區心齋橋通南久寶寺町

野々村南號

電話 特東 三三三八二

發電略號(一)

● 弊舖ノ製品ハ今ヤ輸入ヲ防壓シテ年々多額ノ輸出ヲ爲ヒリ ●

大取次所

京都市	山田芸艸堂	京 城	京城商品陳列所
同	山中勘次郎	京 城	平田書店
名古屋	川瀨代助	仁 川	山岡書店
全	星野文星堂	仁 川	町田一葉堂
横濱	丸善書店	釜 山	吉見書店
神 戶	川瀨日進堂	釜 山	尾縣書店
同	高梨東神堂	木 浦	松岡常吉
廣 島	友田書店	群 山	山北龜吉
下 關	上山松藏	鎮南浦	松浦常太郎
全	重野集文堂	平 壤	能勢秀
長 崎	宮本茂三郎	元 山	渡邊商店
熊 本	長崎次郎	馬山浦	隅田政吉
鹿兒島	吉田幸兵衛	上 海	掃葉山房

エトU38




所造製醃石及水香

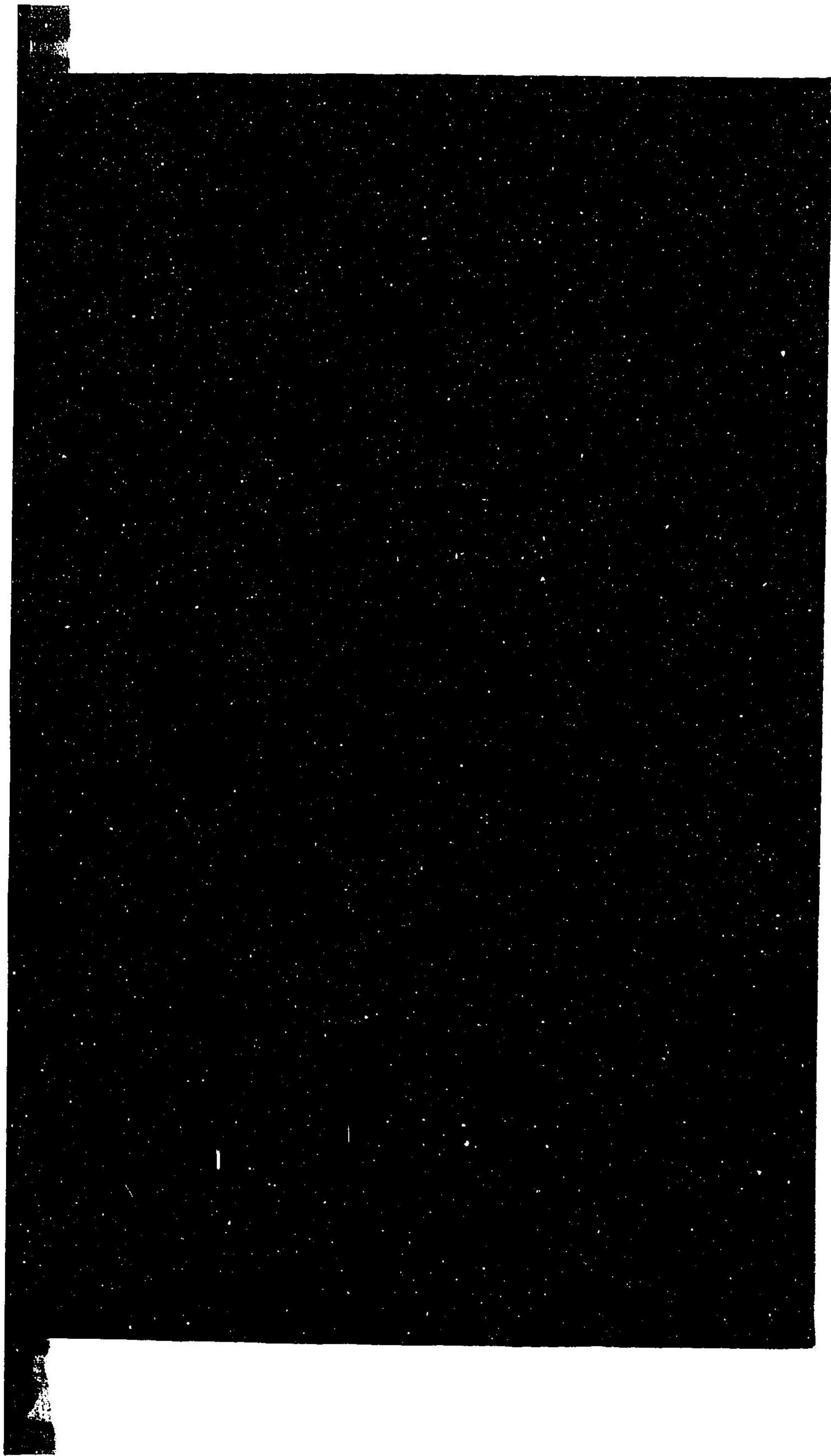
耶番九目丁四町寺廣久南阪大

部料香村々野

番九七八東話電特

S. NOKOMURA Perfumer & Soap Maker





96

38

(M)

026375-000-2

96-38

韓国案内

香月 源太郎 / 著

M35

ADD-0026



